

事 務 連 絡

平成 27 年 11 月 9 日

各都道府県、指定都市、中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府

子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案に係る  
パブリックコメントの実施及びマイナンバー制度導入に向けた対応について  
(情報提供等)

今般、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する内閣府令案についてのパブリックコメントを実施することとなったところである。

については、貴管内の関係者に対して遅滞なくこれを周知し、確認等に遺漏なきよう御配意願いたい。

また、マイナンバー制度導入に向けた対応についても、平成 28 年 1 月 1 日の個人番号利用開始に向けた準備を進めていただくよう貴管内の関係者に対して依頼するとともに、今回併せてお送りする実務者向け F A Q と併せ、遅滞なくこれを周知願いたい。

## 記

### 1. 施行規則の一部を改正する内閣府令案に係るパブリックコメントの実施について

平成 27 年 11 月 11 日～12 月 10 日までの 30 日間、施行規則改正案についてのパブリックコメントを実施する。

今般の改正においては、子どものための教育・保育給付の支給に係る事務におけるマイナンバー導入に向けた対応や、保育必要量の認定において実情に合わせた対応を可能とするための対応、届出における市町村の裁量を拡大するための対応等を行う予定である。については、係る改正案について確認の上、特段の御意見等があれば、当該パブリックコメントを通じて御提出願いたい。

なお、詳細については以下を参照されたい。

＜施行規則の一部を改正する内閣府令案に係るパブリックコメント＞

期 間：平成 27 年 11 月 11 日～12 月 10 日まで（30 日間）

掲載場所：<https://form.cao.go.jp/shoushi/opinion-0031.html>

## 2. マイナンバー制度導入に向けた対応について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条及び別表第一において、個人番号を利用することができる事務として、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）の「子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が規定されているところ。

については、今回併せてお示しする「子ども・子育て支援新制度におけるマイナンバー導入に係る F A Q」を適宜御参照の上、また、各地方公共団体における番号制度主管課とも御調整の上、導入に向けた御準備を進めていただきたい。

### 【担当】

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付  
八重樫、宮内

T E L 03-5253-2111（内線）38339

直 通 03-6257-1465

F A X 03-3581-0992